別記様式第三号及び別記様式第四号中「平成」を「令和」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。